

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和元年 11 月 1 日～11 月 30 日分)

令和元年 12 月 20 日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>令和 2 年調査(簡易調査)の実施に当たり、以下のとおり、調査事項を変更</p> <p>ア 「出生年月」を把握する調査事項の選択肢として「令和」を追加</p> <p>イ 令和元年調査(大規模調査)における統計委員会答申の指摘を踏まえた変更</p> <p>①世帯票及び所得票において、記入上の注意を追加・変更等</p> <p>②OECD の所得の定義改定等を踏まえ、所得票において、下記 i 及び ii のとおり変更</p> <p>i) 「企業年金・個人年金等」を把握する項目を「企業年金」と「個人年金等」に分割するとともに、仕送り額を把握する項目を追加</p> <p>ii) 「固定資産税」の課税状況を把握する項目に「都市計画税」を含めて把握するよう変更するとともに、「自動車税等」(自動車税、軽自動車税及び自動車重量税)を把握する項目を追加</p>	R 1 . 11 . 15
農林業センサス	農林水産大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>2020年調査の実施に当たり、農林業経営体調査票の調査方法について、従前の調査員調査、都道府県又は市町村の職員による調査及びオンライン調査を原則としつつ、家畜伝染病の発生・まん延等により調査員調査が困難な場合には、郵送による調査も可能とするよう変更</p>	R 1 . 11 . 15

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。